

令和7年度版

市税概要



岡山市

令和7年度 市税概要

目	次
1 岡山市の概況	
(1) 市の位置	1
(2) 人口及び面積	1
(3) 市域の変遷	2
2 税務行政機構	
(1) 岡山市行政機構	3
(2) 税務機構及び事務分掌	4
(3) 税務職員数等	9
(4) 税務職員に関する調	10
(5) 徴税費に関する調	11
(6) 税務職員の待遇	12
3 財 政	
(1) 一般会計歳入決算状況の推移（グラフ）	13
(2) 令和7年度一般会計予算	14
(3) 令和6年度一般会計決算見込額	15
(4) 自主財源と依存財源の調	16
(5) 基準財政需要額，基準財政収入額比較表	16
4 市 税（総括）	
(1) 市税税目別構成比（グラフ）	17
(2) 令和6年度，令和7年度市税予算額比較表	18
(3) 市税負担状況	18
(4) 令和6年度市税徴収実績	19
(5) 市税年度別決算状況徴収実績	20
(6) 市税収入額と徴収率の年度別推移（グラフ）	21
(7) 年度別市税収納状況	22
5 市 民 税（県民税）	
(1) 市県民税課税状況等	23
(2) 令和7年度各区分市県民税課税状況等	24
(3) 令和7年度市民税所得割課税標準段階別調	26
(4) 令和7年度市民税所得割所得種別構成比	28
(5) 人口，市民税納税義務者数対比表	28
(6) 市民税特別徴収義務者数	29
(7) 法人市民税年度別調定額	29

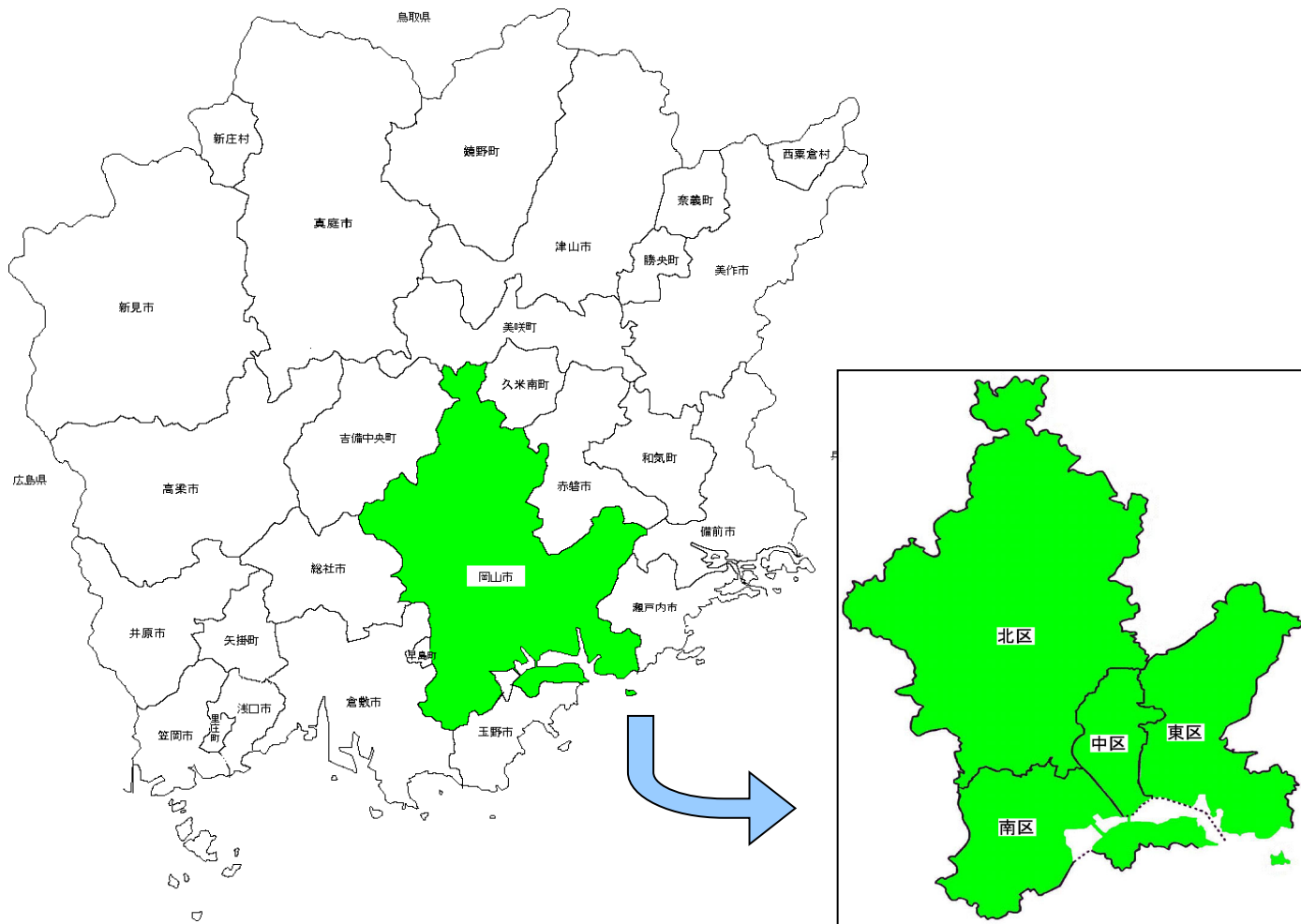
(8) 令和6年度法人市民税納税義務者内訳	30
6 固定資産税(都市計画税)	
(1) 納税義務者数	31
(2) 令和7年度各区分納税義務者数	31
(3) 評価額	32
(4) 課税標準額	32
(5) 令和7年度各区分課税標準額	32
(6) 調定額	33
(7) 令和7年度各区分調定額	33
(8) 交付金内訳	33
(9) 地積・床面積・評価額内訳	34
(10) 地目別土地内訳	35
(11) 種類別家屋内訳	36
(12) 新增分及び減少分家屋内訳	37
(13) 新築住宅の減額措置内訳	37
(14) 償却資産課税標準額内訳	38
7 諸 税	
(1) 軽自動車税調定額の推移	39
(2) 軽自動車税車種別課税台数等の推移	39
(3) 市たばこ税調定額等の推移	40
(4) 鉱産税調定額等の推移	41
(5) 特別土地保有税調定額等の推移	41
(6) 入湯税調定額等の推移	42
(7) 事業所税調定額等の推移	42
8 徴 収	
(1) 督促状発付件数	43
(2) 財産差押等状況	43
(3) 交付要求状況	43
(4) 公 売	44
(5) 不納欠損処分状況	44
(6) 滞納処分の停止状況	45
(7) 延滞金, 還付加算金	46
(8) 納税貯蓄組合の設立状況	46
(9) 令和6年度納付方法別の収納状況	46
(10) 市税口座振替利用状況	47

9 税 外 収 入	4 8
10 事 務 処 理	
(1) 証明及び地番図閲覧件数	4 8
(2) 令和6年度各区分証明件数	4 9
(3) 固定資産課税台帳閲覧件数	5 0
(4) 各区分固定資産課税台帳閲覧件数	5 0
(5) 固定資産評価審査申出件数	5 1
(6) 市県民税申告受付状況	5 1
(7) 岡山市租税教育推進協議会の概要	5 2
11 地 方 譲 与 税 等	
(1) 地方譲与税・交付金等の概要	5 3
(2) 県民税徴収取扱費交付金の概要	5 4
(3) 地方譲与税	5 4
(4) 交付金等	5 5
12 税 制 改 正	
令和7年度の地方税制改正について	
1 はじめに	5 8
2 令和7年度税制改正の概要	5 8
13 そ の 他	
(1) 岡山市税一覧表	6 1
(2) 税率の変遷	6 4
(3) 旧御津・灘崎・建部・瀬戸町 町税年度別決算額	6 7

1 岡山市の概況

(1) 市の位置

面積 789.95 km² (令和7年4月1日現在)
 都市の形態 商業都市
 市役所の所在地 岡山市北区大供一丁目1番1号

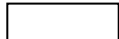
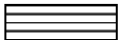








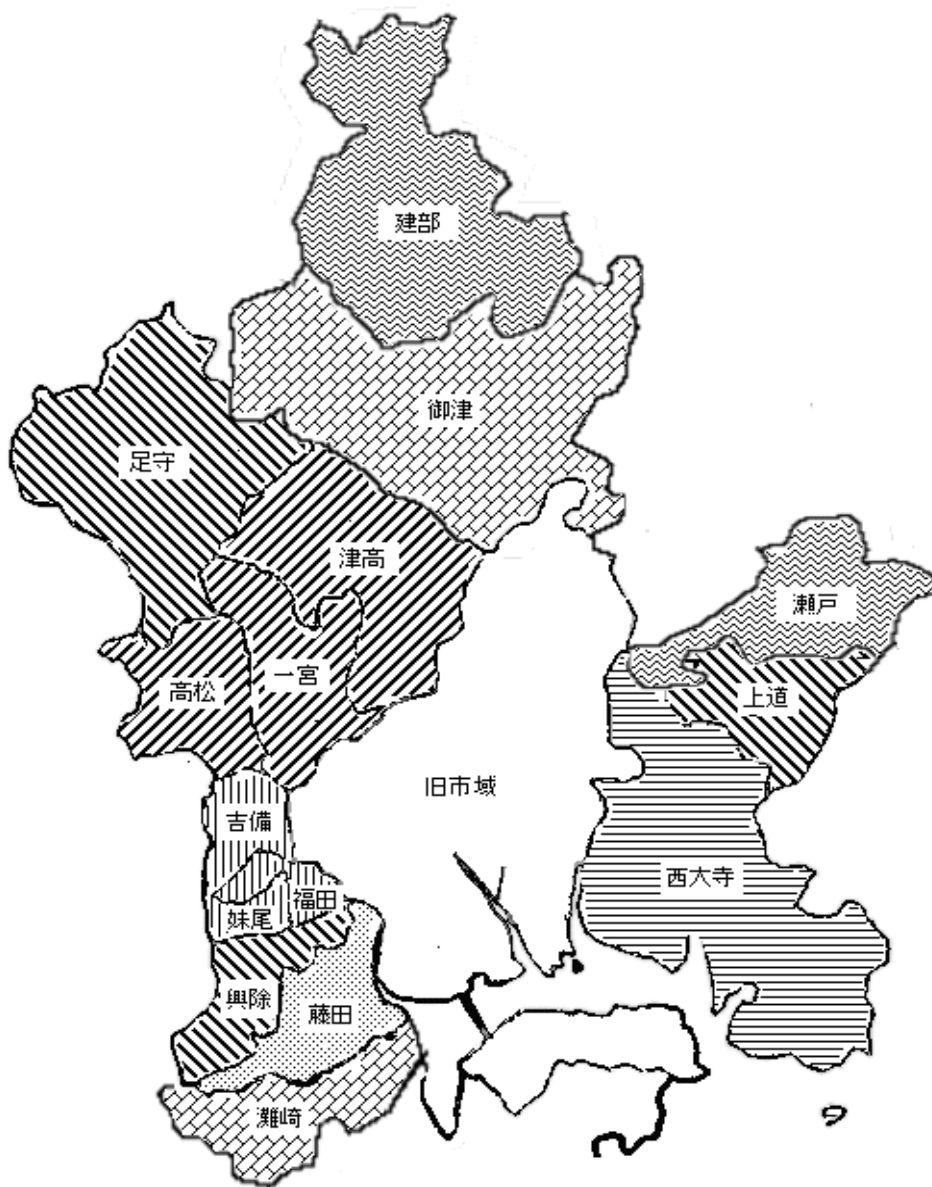
区分	北	中	東	南
人口	294,198人	145,840人	91,180人	164,472人
世帯数	151,639世帯	70,325世帯	42,682世帯	77,546世帯
面積	450.70km ²	51.24km ²	160.53km ²	127.48km ²

(2) 人口及び面積

区分	年月日						↑ 区別
	令和2年1月1日	令和3年1月1日	令和4年1月1日	令和5年1月1日	令和6年1月1日	令和7年1月1日	
人口	708,973 人	708,155 人	704,487 人	702,020 人	698,671 人	695,690 人	
世帯数	330,998 世帯	333,913 世帯	334,975 世帯	337,895 世帯	340,016 世帯	342,192 世帯	
面積	789.95 km ²	789.95 km ²	789.95 km ²	789.95 km ²	789.95 km ²	789.95 km ²	
1 km ² あたり人口	897 人	896 人	892 人	889 人	884 人	881 人	
1 km ² あたり世帯数	419 世帯	423 世帯	424 世帯	428 世帯	430 世帯	433 世帯	
1世帯あたり人数	2.1 人	2.1 人	2.1 人	2.1 人	2.1 人	2.0 人	

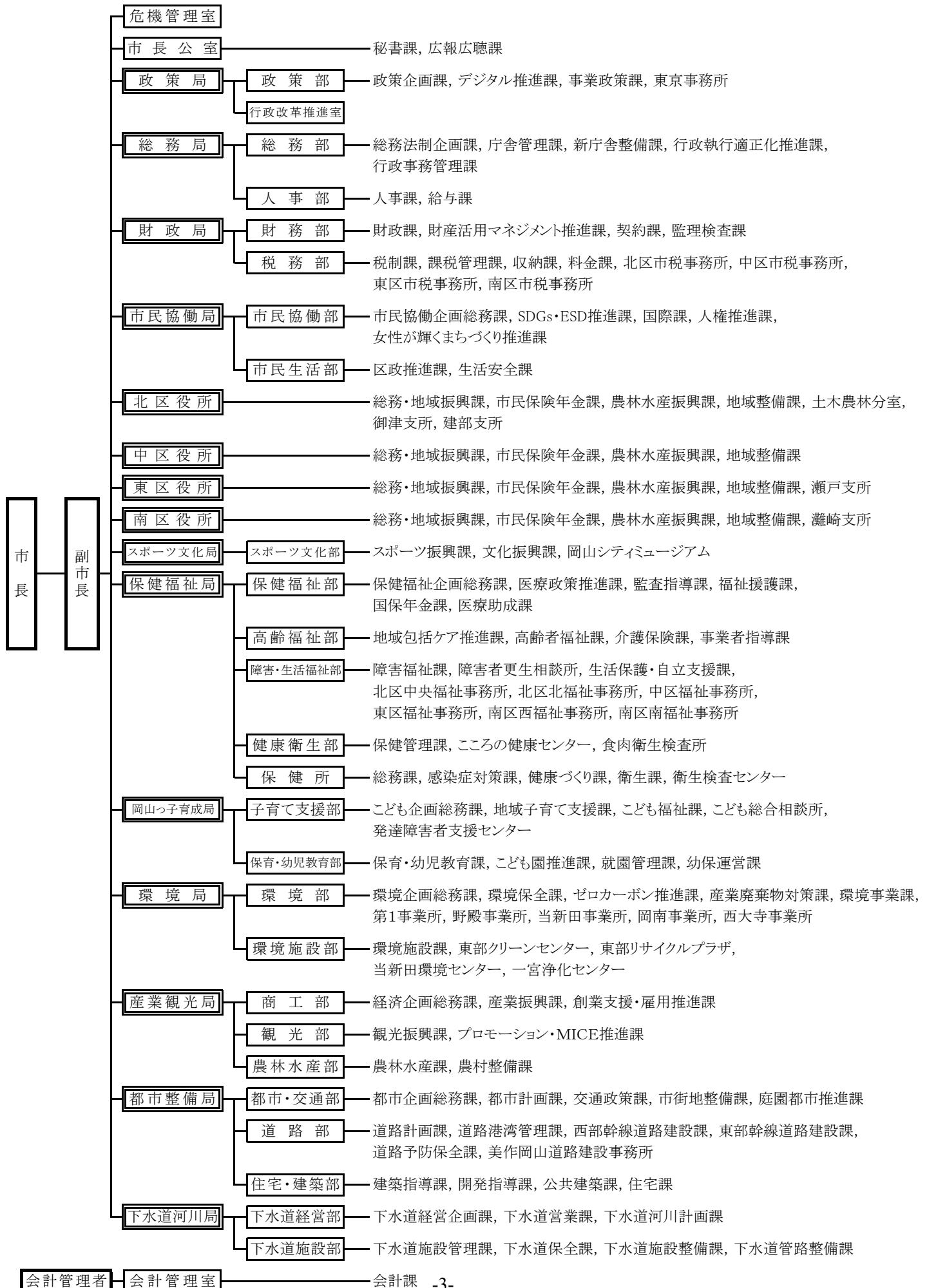
(3) 市域の変遷

	明治22年6月1日	市制施行 明治32年8月1日～昭和29年4月1日 児島湾埋立地, 御津町の一部他25村を合併
	昭和44年2月18日	西大寺市を合併
	昭和46年1月8日	一宮町, 津高町, 高松町を合併
	昭和46年3月8日	吉備町, 妹尾町, 福田村を合併
	昭和46年5月1日	上道町, 興除村, 足守町を合併
	昭和50年5月1日	藤田村を合併
	平成17年3月22日	御津町, 灘崎町を合併
	平成19年1月22日	建部町, 瀬戸町を合併



2 税務行政機構

(1) 岡山市行政機構(市長事務部局, 令和7年4月1日現在)



(2) 税務機構及び事務分掌

		課	係	事	務	分	掌
財 政 局 税 務 部	課	税 制 課		(1) 税務行政の企画及び総合調整に関すること。 (2) 税制度の調査, 研究及び広報に関すること。 (3) 税務関係の条例等の統括に関すること。 (4) 税務関係の歳入予算事務に関すること。 (5) 固定資産評価審査委員会に関すること。 (6) 税務関係の各種協議会に関すること。 (7) 地方譲与税, 県税交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金に関すること。 (8) 税務関係課, 料金課及び各区市税事務所の相互応援に関すること。 (9) 税務事務及び料金事務の連絡調整に関すること。 (10) ふるさと納税の相談及び採納に関すること。			
			市 民 税 企 画 係	(1) 個人市民税の賦課事務の企画及び調整に関すること。 (2) 個人市民税の調定, 賦課, 脱税検査及び犯則取締りに関すること。 (3) 個人市民税の納期限の延長及び減免に関すること。 (4) 個人市民税課税台帳の作成及び整理に関すること。 (5) 個人市民税の所得調査に関すること。 (6) 課内他係の主管に属しないこと。			
			市 民 税 特 別 徴 収 係	(1) 個人市民税の特別徴収に関すること。 (2) 個人市民税の賦課, 脱税検査及び犯則取締りに関すること。 (3) 個人市民税の納期限の延長及び減免に関すること。 (4) 個人市民税課税台帳の作成及び整理に関すること。 (5) 個人市民税の所得調査に関すること。			
			諸 税 係	(1) 法人市民税, 市たばこ税, 鉱産税, 入湯税及び事業所税(以下「諸税」という。)の調定, 賦課, 脱税検査及び犯則取締りに関すること。 (2) 諸税の納期限の延長及び減免に関すること。 (3) 諸税及び軽自動車税(種別割)の課税台帳の作成及び整理に関すること。 (4) 軽自動車税(種別割)の賦課事務の企画, 調整及び調定に関すること。 (5) 軽自動車税(環境性能割)の賦課事務の企画及び調整に関すること。			
			資 産 税 企 画 係	(1) 固定資産税及び都市計画税に係る施策の企画及び調整に関すること。 (2) 固定資産税及び都市計画税の賦課に関する各区市税事務所間の連絡調整に関すること。 (3) 土地及び家屋に係る評価事務の調整に関すること。 (4) 土地及び家屋に係る評価調書及び概要調書の作成に関すること。 (5) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。 (6) 補填金の予算管理に関すること。 (7) 特別土地保有税に関すること。 (8) 固定資産税及び都市計画税の名寄帳の作成及び整備に関すること。 (9) 固定資産税及び都市計画税の調定に関すること。			
			償 却 資 産 係	(1) 償却資産の調査及び評価に関すること。 (2) 償却資産に係る固定資産税の調定, 賦課, 脱税検査及び犯則取締りに関すること。 (3) 償却資産に係る台帳等の作成, 整備及び閲覧に関すること。 (4) 償却資産に係る固定資産税の納期限の延長及び減免に関すること。 (5) 償却資産に係る評価調書及び概要調書の作成に関すること。			

財 政 局 税 務 部 課	課	係	事 務 分 掌	
	収 納	課	企画調整係	(1) 市税の徴収及び収納事務の企画調整に関すること。 (2) 徴収及び収納事務に関する情報収集及び分析に関すること。 (3) 差押物件の換価に関すること。 (4) 納税の広報に関すること。 (5) 電算事務の調整に関すること。 (6) 研修の計画に関すること。 (7) 郵便発送に関すること。 (8) 課内他係の主管に属しないこと。
			収納整理係	(1) 市税の収入整理に関すること。 (2) 市税に係る税外徴収金の調定及び収入整理に関すること。 (3) 市税の口座振替に関すること。 (4) 過誤納金の還付又は充当に関すること。 (5) 督促に関すること。 (6) 納税貯蓄組合に関すること。
			滞納対策係	(1) 市税滞納整理事務の進行管理・指導に関すること。 (2) 滞納整理事務の研修の計画及び実施に関すること。 (3) 滞納整理事務の調査・照会に関すること。 (4) 催告に関すること。 (5) 窓口業務の管理運営に関すること。 (6) 徴収の囑託及び受託に関すること。 (7) 証券類の整理保管に関すること。
			滞納整理第1係	(1) 納税の相談等に関すること。 (2) 滞納整理及び滞納処分に関すること。 (3) 滞納整理に係る財産等調査に関すること。 (4) 捜索に関すること。 (5) 滞納処分の執行停止に関すること。 (6) 納期限の繰上げに関すること。
			滞納整理第2係	(1) 納税の相談等に関すること。 (2) 滞納整理及び滞納処分に関すること。 (3) 滞納整理に係る財産等調査に関すること。 (4) 捜索に関すること。 (5) 滞納処分の執行停止に関すること。 (6) 納期限の繰上げに関すること。
			滞納整理第3係	(1) 納税の相談等に関すること。 (2) 滞納整理及び滞納処分に関すること。 (3) 滞納整理に係る財産等調査に関すること。 (4) 捜索に関すること。 (5) 滞納処分の執行停止に関すること。 (6) 納期限の繰上げに関すること。
			滞納整理第4係	(1) 納税の相談等に関すること。 (2) 滞納整理及び滞納処分に関すること。 (3) 滞納整理に係る財産等調査に関すること。 (4) 捜索に関すること。 (5) 滞納処分の執行停止に関すること。 (6) 納期限の繰上げに関すること。
特別滞納整理係			(1) 納税の相談等に関すること。 (2) 滞納整理及び滞納処分に関すること。 (3) 滞納整理に係る財産等調査に関すること。 (4) 捜索に関すること。 (5) 公売に関すること。 (6) 滞納処分の執行停止に関すること。 (7) 納期限の繰上げに関すること。	

財 政 局 税 務 部	課	係	事 務 分 掌
	市 税 務 所	管理係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 岡山県市町村税務協会からの軽自動車税(種別割)に係る課税資料の収集に関すること(北区市税事務所に限る。) (2) 軽自動車税(種別割)の賦課, 脱税検査及び犯則取締りに関すること。 (3) 軽自動車税(種別割)の納期限の延長及び減免に関すること。 (4) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付に関すること。 (5) 市税に係る諸証明に関すること。 (6) 市税及び市税に係る税外徴収金の収納に関すること(北区市税事務所を除く。次号において同じ。) (7) 保険料等(国民健康保険料, 国民健康保険に係る一部負担金その他徴収金, 後期高齢者医療保険料, 介護保険料, 介護保険に係るその他徴収金, 保育料, 認定こども園利用料, 下水道事業負担金及び農業集落排水事業分担金をいう。)の収納に関すること。 (8) 証明手数料等の収入金の収納に関すること。 (9) 所内他係の主管に属しないこと。
		市民税係 (北区市税事務所においては、市民税第1係及び市民税第2係とする。)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 普通徴収に係る個人市民税の賦課並びに所管区域内に係る脱税検査及び犯則取締りに関すること。 (2) 所管区域内における普通徴収に係る個人市民税の納期限の延長及び減免に関すること。 (3) 所管区域内における普通徴収に係る個人市民税の課税台帳の作成及び整理に関すること。 (4) 所管区域内における個人市民税の所得調査に関すること。 (5) 特別徴収に係る個人市民税の賦課に伴う整理及び点検に関すること。
		資産税土地係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 所管区域内における土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の賦課の調整に関すること。 (2) 所管区域内における土地に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。 (3) 所管区域内における土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の納期限の延長及び減免に関すること。 (4) 所管区域内における土地の調査及び評価に関すること。 (5) 所管区域内における土地に係る台帳等の作成及び整備並びに閲覧及び縦覧に関すること。 (6) 所管区域内における土地評価に必要な諸資料の作成及び整備に関すること。 (7) 所管区域内における固定資産税及び都市計画税の名寄帳作成及び整備に関すること。 (8) 所管区域内における固定資産税及び都市計画税の納税管理人に関すること。 (9) 所管区域内における固定資産税及び都市計画税の過誤納金補填金に関すること。 (10) その他所管区域内における固定資産に関すること。
資産税家屋係 (北区市税事務所においては、資産税家屋第1係及び資産税家屋第2係とする。)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 所管区域内における家屋評価事務の調整に関すること(北区市税事務所資産税家屋第1係に限る。) (2) 所管区域内における家屋に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。 (3) 所管区域内における家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減免に関すること。 (4) 所管区域内における家屋の調査及び評価に関すること。 (5) 所管区域内における家屋に係る台帳等の作成及び整備並びに閲覧及び縦覧に関すること。 (6) 所管区域内における家屋評価に必要な諸資料の作成及び整備に関すること。 (7) 所管区域内における固定資産税及び都市計画税の過誤納金補填金に関すること。 		

(料金課事務分掌)

		課	係	事 務 分 掌
財 政 局 金 税 務 部	料	課	企画調整係	(1) 徴収及び収納事務の企画調整に関する事。 (2) 徴収及び収納事務に関する情報収集及び分析に関する事。 (3) 電算事務の調整に関する事。 (4) 納付の広報に関する事。 (5) 徴収の嘱託及び受託に関する事。 (6) 証券類の整理保管に関する事。 (7) 差押物件の換価に関する事。 (8) 研修の計画に関する事。 (9) 市税に関する滞納整理部門との統合に係る企画、調整及び整備に関する事。 (10) 課内他係の主管に属しないこと。
			滞納整理第1係	(1) 保険料等(国民健康保険料、国民健康保険に係る一部負担金その他徴収金、後期高齢者医療保険料、介護保険料、介護保険に係るその他徴収金、保育料、認定こども園利用料、下水道事業負担金及び農業集落排水事業分担金をいう。以下同じ。)の納付の督促に関する事。 (2) 滞納処分に係る相続関係、不動産、債権等その他調査に関する事。 (3) 保険料等及び保険料等に係る付帯金の滞納整理及び滞納処分に関する事。 (4) 搜索に関する事。 (5) 公売に関する事。 (6) 滞納処分の執行停止に関する事。 (7) 窓口業務の管理運営に関する事。 (8) その他滞納整理に関する事。
			滞納整理第2係	(1) 保険料等の納付の督促に関する事。 (2) 滞納処分に係る相続関係、不動産、債権等その他調査に関する事。 (3) 保険料等及び保険料等に係る付帯金の滞納整理及び滞納処分に関する事。 (4) 搜索に関する事。 (5) 公売に関する事。 (6) 滞納処分の執行停止に関する事。 (7) 窓口業務の管理運営に関する事。 (8) その他滞納整理に関する事。
			滞納対策係	(1) 保険料等の納付の督促に関する事。 (2) 滞納処分に係る相続関係、不動産、債権等その他調査に関する事。 (3) 保険料等及び保険料等に係る付帯金の滞納整理及び滞納処分に関する事。 (4) 搜索に関する事。 (5) 公売に関する事。 (6) 滞納処分の執行停止に関する事。 (7) 窓口業務の管理運営に関する事。 (8) その他滞納整理に関する事。
			収納係	(1) 保険料等に係る付帯金の調定並びに保険料等及び保険料等に係る付帯金の収入整理に関する事。 (2) 過誤納金の還付又は充当に関する事。 (3) 督促状の発付に関する事。 (4) 口座振替に関する事。

区役所出先機関等	市税に関する事務分掌等
支所 北区 御津支所・建部支所 総務民生課 東区 瀬戸支所 総務民生課 南区 灘崎支所 総務民生課	(1) 市税に係る諸証明, 各種申請等の受付に関する事。 (2) 市税に係る税務相談の取次ぎに関する事。 (3) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付に関する事。 (4) 固定資産税及び都市計画税の閲覧並びに支所管内における固定資産税及び都市計画税の縦覧に関する事。 (5) 市税その他収入金の収納に関する事。
地域センター 北区 一宮・津高・高松・吉備・足守 中区 富山 東区 上道 南区 妹尾・福田・興除・藤田・児島・福浜	(1) 市税の諸証明に関する事。 (2) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付に関する事。 (3) 固定資産税及び都市計画税の閲覧並びに管内における固定資産税及び都市計画税の縦覧(富山地域センター及び福浜地域センターを除く。)に関する事。 (4) 市税その他収入金の収納に関する事。
連絡所 北区 鶴田	(1) 市税に係る諸証明に関する事。 (2) 市税その他収入金の収納に関する事。
市民サービスセンター 東区 古都・朝日	(1) 市税に係る諸証明書の申請受付及び交付事務 (2) 市税その他収入金の収納事務
市民サービスコーナー 北区 天満屋地下街 パスポート 中区 中区福祉事務所内 岡山ふれあいセンター 東岡山 南区 シネマタウン岡南	(1) 市税等に関する各種証明書の請求受付及び交付事務 (2) 市税その他収入金の収納事務
瀬戸支所万富サービスコーナー 東区(岡山市立万富公民館内)	(1) 市税等に関する各種証明書の請求受付及び交付事務
市民サービス窓口 中区 岡山市立高島公民館内 南区 岡山市立芳田公民館内	(1) 請求者本人の納税証明書, 市県民税(所得・課税)証明書, 固定資産(評価・公課)証明書の請求の受付及び引渡しに関する事務

(3) 税務職員数等

(令和7年4月1日)

所 属	部 長	課 長 兼 務 の 参 事	課	課 長	課 長 代 理	課 長 補 佐	係 名	係 長 兼 務 の 課 長 補 佐	係 長	主 査	副 主 査	主 任	主 事	計
財 政 局 税 務 部	1		税制課	1		1	課計			1	2		2 (1)	8 (1)
			課 税 管 理 課	2 (1)			市民税企画係	1 (1)			4 (3)	1	1 (1)	7 (5)
	市民税特別徴収係						1		1 (1)	2 (2)	1	5 (3)		
	諸 税 係						1		1 (1)	2	1 (1)	5 (2)		
	資産税企画係						1		1 (1)		3 (1)	5 (2)		
	償却資産係	1 (1)							1 (1)	1	1	4 (2)		
				2 (1)			課計	2 (2)	3		8 (7)	6 (2)	7 (3)	28 (15)
	収 納 課	1				1	企画調整係		1		2 (2)	2	1	6 (2)
							収納整理係		1		5 (4)	4 (1)	1 (1)	11 (6)
							滞納対策係	1			3 (2)	1	2 (1)	7 (3)
							滞納整理第1係		1		2 (2)	1	3 (1)	7 (3)
							滞納整理第2係		1		2 (1)		4 (1)	7 (2)
							滞納整理第3係		1		1 (1)	2 (1)	2 (1)	6 (3)
							滞納整理第4係		1		1	2 (1)	4 (3)	8 (4)
							特別滞納整理係	1			1 (1)		3 (1)	5 (2)
				1			課計	2	6		17 (13)	12 (3)	20 (9)	59 (25)
	1			4 (1)		2	本庁計	4 (2)	9	1	27 (20)	18 (5)	29 (13)	95 (41)
	北 区 市 税 事 務 所	1					管理係	1 (1)				2 (2)	2 (1)	5 (4)
							市民税第1係		1			1 (1)	5 (4)	7 (5)
							市民税第2係		1			1 (1)	3 (2)	5 (3)
							資産税土地係		1		4 (3)	2 (2)	5 (4)	12 (9)
							資産税家屋第1係		1		2		2 (2)	5 (2)
							資産税家屋第2係		1 (1)		1 (1)	1 (1)	3	6 (3)
				1 (1)			北区計	1 (1)	5 (1)		7 (4)	7 (7)	20 (13)	41 (26)
	中 区 市 税 事 務 所			1			管理係		1				2 (2)	3 (2)
市民税係							1 (1)				1	2	4 (1)	
資産税土地係							1 (1)			4 (2)			5 (3)	
資産税家屋係								1		1	1 (1)	1 (1)	4 (2)	
			1			中区計	2 (2)	2		5 (2)	2 (1)	5 (3)	17 (8)	
東 区 市 税 事 務 所			1			管理係	1					2 (2)	3 (2)	
						市民税係		1 (1)		1	1	1 (1)	4 (2)	
						資産税土地係		1		1		2 (2)	4 (2)	
						資産税家屋係		1		1	1		3	
			1			東区計	1	3 (1)		3	2	5 (5)	15 (6)	
南 区 市 税 事 務 所	1 (1)					管理係		1		1 (1)		1 (1)	3 (2)	
						市民税係	1 (1)			1 (1)		2 (2)	4 (4)	
						資産税土地係		1 (1)			2	2 (1)	5 (2)	
						資産税家屋係	1		1	2 (1)		2 (2)	6 (3)	
			1 (1)			南区計	2 (1)	2 (1)	1	4 (3)	2	7 (6)	19 (12)	
1			3 (1)			市税事務所計	6 (4)	12 (3)	1	19 (9)	13 (8)	37 (27)	92 (52)	
1	1		7 (2)		2	本庁・市税事務所合計	10 (6)	21 (3)	2	46 (29)	31 (13)	66 (40)	187 (93)	

(料金課職員数)

所 属	部 長	課 長 兼 務 の 参 事	課	課 長	課 長 代 理	課 長 補 佐	係 名	係 長 兼 務 の 課 長 補 佐	係 長	主 査	副 主 査	主 任	主 事	計
財 政 局 税 務 部			料 金 課	1		1	企画調整係	1			2 (1)	1	2	6 (1)
							滞納整理第1係		1 (1)		1	2 (1)	3 (2)	7 (4)
							滞納整理第2係		1		1 (1)	2 (2)	1	5 (3)
							滞納対策係	1				2 (1)	3 (1)	6 (2)
							収 納 係		1 (1)		2 (1)	3 (1)	2 (1)	8 (4)
			1			課計	2	3 (2)		6 (3)	10 (5)	11 (4)	34 (14)	

※ () 内は女性職員数を再掲

※各区市税事務所については、課長を所長に読み替える。

※休職者等を含む。また、短時間勤務職員、会計年度任用職員は除く。

(4) 税務職員に関する調

ア 1人当たりの人口等

(4月1日現在)

年度 区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
市長事務部局職員数(A)	3,491 人	3,517 人	3,542 人	3,597 人	3,611 人
税務職員数(B)	182 人	186 人	188 人	189 人	187 人
割合 (B) / (A)	5.2 %	5.3 %	5.3 %	5.3 %	5.2 %
岡山市の人口(C)	706,775 人	702,073 人	699,596 人	696,280 人	693,219 人
税務職員1人当たりの 人口 (C) / (B)	3,883 人	3,775 人	3,721 人	3,684 人	3,707 人

イ 平均年齢等

(4月1日現在)

年度 区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
税務職員平均年齢	42歳	42歳	40歳	40歳	40歳
平均給料	335,978円	329,812円	331,117円	340,864円	351,295円
平均勤続年数	17年6月	17年1月	17年0月	16年2月	15年9月
平均税務経験年数	4年8月	4年9月	4年5月	4年6月	4年5月

(注) 平均給料は決算額から算出(令和7年度分のみ当初予算額)

(5) 徴税費に関する調

(単位:千円,人)

区 分		年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度				
税収入額	1 市 税		130,421,320	133,319,677	135,626,343	134,225,241	140,001,610				
	2 個人の県民税		13,981,234	14,266,328	14,448,643	13,645,520	14,859,917				
	3 合 計		144,402,554	147,586,005	150,074,986	147,870,761	154,861,527				
徴 件 費	4 基 本 給		733,775	736,141	747,000	773,080	788,305				
	5 諸 手 当		433,455	450,904	469,066	501,771	520,333				
	(イ) 超過勤務手当		45,182	49,974	51,468	56,117	56,970				
	(ロ) 税務特別手当		8,123	7,819	8,068	7,604	10,436				
	(ハ) その 他		380,150	393,111	409,530	438,050	452,927				
	6 そ の 他		290,920	291,942	288,542	306,227	302,452				
	7 小 計		1,458,150	1,478,987	1,504,608	1,581,078	1,611,090				
税 件 費	8 旅 費		1,080	2,393	1,820	2,520	4,859				
	9 賃 金		0	0	0	0	0				
	10 そ の 他		648,722	913,996	766,121	867,909	1,362,757				
	11 小 計		649,802	916,389	767,941	870,429	1,367,616				
諸 費	12 納期前納付の報奨金		0	0	0	0	0				
	13 納税貯蓄組合補助金										
	14 納税奨励金		0	0	0	0	0				
	15 そ の 他		27	23	23	53	66				
	16 小 計		27	23	23	53	66				
	17 そ の 他		48,772	57,919	73,221	93,055	112,965				
18 合 計		2,156,751	2,453,318	2,345,793	2,544,615	3,091,737					
県民税徴収取扱費	19 通知書を基準にした金額										
	20 徴収額を基準にした金額										
	21 報奨金の額に相当する金額	※1	0	※1	0	※1	0	※1	0		
	(平成22年度から) 22 納税義務者数等を基準にした金額	※1	1,058,354	※1	1,061,027	※1	1,062,015	※1	1,071,231	※1	1,067,925
	23 合 計		1,058,354	1,061,027	1,062,015	1,071,231	1,067,925				
24 (18) - (23)		1,098,397	1,392,291	1,283,778	1,473,384	2,023,812					
税収入額に対する徴税費の割合	25 (18) / (3)		1.5%	1.7%	1.6%	1.7%	2.0%				
	26 (24) / (1)		0.8%	1.0%	0.9%	1.1%	1.4%				
徴 税 職 員 等 の 数	徴 税 職 員		204	206	212	211	211				
	会計年度任用職員等		19	23	20	23	21				
	合 計		223	229	232	234	232				

(注) 令和7年度は7月1日現在の予算(見込)

※1 平成22年度からは「21 報奨金の額に相当する金額」欄には法第47条第1項第4号(平成18年度法改正前は第5号)の規定を受ける金額、「22 納税義務者数等を基準にした金額」欄には個人の道府県民税に係る納税義務者の数に平成22年度分については3,300円(法施行令附則第5条の3)、平成23年度分以降については3,000円を乗じた金額、並びに旧施行令第8条の3第1項(60円を乗じて得た金額)及び同令第8条の3第2項(7/100を乗じて得た金額)の規定を受ける金額を記載。

※2 任期付職員及び再任用職員については、課税状況調の集計方法の例により、令和2年度までは「会計年度任用職員等」に、令和3年度からは「徴税職員」に計上。

(6) 税務職員の待遇

ア 特殊勤務手当支給条例抜粋

手当の支給を受ける者の範囲	手 当 の 額	
市税その他徴収金の滞納整理の事務又は固定資産評価の事務に従事した職員	1 日	360円
市税その他徴収金の滞納による財産差押え又は差押物件の搬出に従事した職員	調書 1 件	210円

イ 市内旅費

公務上の必要により交通機関を利用した場合、その実費額を支給。